

井上航「行政課題報告」における質問応答一覧

【平成27年度 企画財政委員会】

○ 6月定例会

→ 行政課題報告なし

○ 9月定例会

「交通政策審議会次期答申に向けた対応について」

井上委員

- 1 東京都が7月に発表した広域交通ネットワーク計画における、交通政策審議会答申に向けた検討のまとめでは、東京都として整備について優先的に検討すべき路線と整備について検討すべき路線に分類されている。整備について優先的に検討すべき路線については、「東京8号線延伸豊洲住吉間」、「東京12号線延伸光が丘大泉学園町間」と書かれている。一方、整備について検討すべき路線については、「東京8号線延伸（押上から野田市）」、「東京12号線延伸（大泉学園町から武蔵野線方面）」と書かれているが、県の担当者は読んでいるのか。
- 2 埼玉県においても同様のものを作成するのか。
- 3 提案路線の埼玉県部分について、東京都の意見をどのように捉えているのか。
- 4 配布資料1に「営団有楽町線」と誤記があり、県の熱意が疑われるが、どうか。

交通政策課長

- 1 東京都の発表内容については承知している。
- 2 埼玉県では、公共交通の整備も5か年計画に位置付け、18号答申に基づいて進めてきた。新たな計画を作る予定はないが、本県が提案した6事業は各々重要なものなので、並行して進めていく。
- 3 埼玉県においても都内区間も含めて一体で採算性や費用便益比等の検討をしている。
- 4 資料に古い記載があったことをお詫びする。県としては国のヒアリングでもしっかりと説明させていただき、熱意は伝えている。

井上委員

東京都の交通政策の所管は東京都都市整備局都市基盤部交通企画課であるが、広域交通ネットワーク検討委員会は、大学教授や大学院教授と東京都の関連部局を委員とし、国土

交通省をオブザーバーとして、答申をまとめたと聞いている。埼玉県においても答申に向け、県として積極的な準備・取組をしていくべきではないか。

交通政策課長

埼玉県においても県内公共交通網検討委員会に有識者を招いて検討を行ってきた。委員長は元公団の副総裁であり、委員は大学教授や大学准教授等にも入っていただき、議論いただいている。県としても12号線等の必要性について、委員の意見を踏まえながら国へ働き掛けてまいりたい。

○ 12月定例会

「マイナンバー制度について」 → 井上委員 発言なし

○ 2月定例会

「埼玉県長期水需給の見通しについて」

井上委員

- 1 工業用に使用された水は、圏央道の開通の遅れなどで予測値よりも実績値が低いとのことだが、そもそも従業者数30人以上の事業所数の推移はどうなっているのか。
- 2 農業用に使用された水に関連して、田んぼの面積はどう推移しているのか。
- 3 次期見通しは、何年度から何年度までの見通しとするのか。

土地水政策課長

- 1 工業用に使用された水が最も多かった平成2年には、事業所数が3,201であったが、平成25年には2,320となっており、27.5%、約3割減少している。
- 2 田んぼの面積は、昭和55年と平成25年を比べると33%減少している。
- 3 次期見通しについては、平成28年度を目途に策定を考えており、10年程度としたい。

井上委員

- 1 平成2年から事業所数が約3割減少しているとのことだが、工業用に使用される水の予測に当たっては、事業所数の推移をどのように考えているか。
- 2 田んぼが減っているのに水量が減っていない理由は何か。

土地水政策課長

- 1 御指摘のとおり、工業用に使用される水の量と事業所数は、かなりの相関関係がある。本県においては、特に自動車、電機、機械、鉄鋼、コンクリート製造業において水の使用量が多い。自動車については、海外生産や輸入部品の調達が増えていること、電気に

については冷蔵庫などの主力品が輸入品に押されていることがある。これらの状況を加味するとともに、県の施策も踏まえて考えていきたい。

- 2 農業用に使用された水は天候に大きく左右されるが、そのほかにも農業用水路から田んぼに水を引き込むためには、水路の水位を一定に保たなければならない。大規模な田んぼがなくなれば水量が減るかもしれないが、必ずしも田んぼの面積と取水量は比例するものではない。

【平成28年度 文教委員会（6～12定） 総務県民生活委員会（2定）】

○ 6月定例会

①「指定管理者に係る平成27年度事業報告書及び平成28年度事業計画書について」

井上（航）委員

- 1 さいたま文学館について、全県的なPRがまだ足りない。周辺地域はともかく、全県から利用者を集めるにはまだまだなのではないかと感じている。その点を踏まえて伺う。常設展示の埼玉ゆかりの文学者19人は、どのような基準で選んだのか。
- 2 県民に広く知ってもらい、来場してもらうために、地域ごとにゆかりのある作家を取り上げることは、関心を引き、良いことと考える。例えば、和光市ゆかりの童謡詩人である清水かつらや児童文学者の大石真などを取り上げるなど、地域の文学者を取り上げる取組ができないか。
- 3 指定管理者の自主事業のうち、多くがカフェ収入である。文学館の中にあるカフェならではの取組やサービスがあるのか。ホームページには掲載していないので伺いたい。

生涯学習文化財課長

- 1 19人の選考基準については、埼玉ゆかりの主な文学者として、物故者90人をリストアップしている。その対象としては、埼玉県出身の方、埼玉県に居住又は居住したことがある方、埼玉県に関係のある事柄を題材とした作品を発表した方である。具体的な選考基準については、選考の参考資料として日本近代文学大事典、日本文学辞典、日本現代文学大事典に収録されているかどうかという点から選んでいる。例えば、出身の分野においては、本県の出身で今申し上げた三つの事典に全て収録されている方が選ばれている。このような形で90人をリストアップして、その中でも特に本県の文学者として、本県にゆかりのある方を大学教授及び文学者などが委員になっている選考委員会で19人選んだところである。
- 2 地域のゆかりの文学者を取り上げたらどうかという提言である。委員から話のあった清水かつらと、大石真については、先ほどの90人の中に選ばれている。清水かつらに

については、平成19年度の企画展「靴が鳴る」、副題としては「清水かつらとさいたまの童謡」という企画展で取り上げた。常設展示を19人に固定をしている関係で、他の文学者の作品を紹介する機会がなかったため、今年1月から「特集展示コーナー」を常設展示室内に新設して、埼玉ゆかりの文学の話題やテーマに沿った文学者を取り上げていく新しいコーナーを設けた。

- 3 カフェについては、平成26年度から、自主事業として経営を行っている。平成26年度は赤字であったが、平成27年度は若干黒字へと改善したところである。取組については、例えば、施設内で行われているパーティー等へのデリバリーを積極的に行うことにより売上げを上げる。また、展示室観覧者にカフェの10%割引サービス券を発行するなどの取組を行っている。PRについて、文学館のホームページで直接カフェのPRはしていないが、複合施設である桶川市民ホールのホームページで案内している。文学館のホームページからはリンク先として市民ホールがあり、ここで見られるようになっている。委員から指摘があったように、文学館のホームページからも直接見られるようにして、積極的にPRしていきたい。

井上（航）委員

- 1 特集展示コーナーで取り上げたときには、その文学者のゆかりのある地域により積極的な広報をかけてはどうか。また、その展示に足を運ぶということだけでなく、文学館が桶川市にあることも含めて、それぞれの地域に通常以上にPRをかけていくことがいいのではないか。
- 2 カフェに関しては、まだ2年目ということもあるが、博物館や美術館のカフェが人気になることもある。一気に質を高めることは難しいかもしれないが、特色を出していけば、来場者の確保にもつながる。PRだけでなく、例えば、文学作品に出てくるものが食べられるなど、何か仕掛けができないかと思うがどうか。

生涯学習文化財課長

- 1 企画展や特集展示コーナーで取り上げた場合には、地元の図書館や公民館、市役所などに広くPRし、チラシやポスターも配布しているところである。今後も、埼玉県内唯一の文学館のPRを積極的に行っていきたい。
- 2 カフェについて、大変貴重な意見だと思う。そのような工夫も、指定管理者と協議しながら検討していきたい。

② 「平成28年度における指定管理者の選定について」 → 質疑なし

③ 「教科書謝礼問題への対応について」

井上（航）委員

- 1 教科書発行者が主催する会議とあるが、教科書会社に招かれたのか、例えばホテルの喫茶店のような場所で行われたのか。意見聴取はどのような場所で行われていたのかを聞きたい。
- 2 2の「(8) 受け取った金品を返金したか」のうち、41件が返金していないとある。県教育委員会としては、全ての返金を目指していく考えがあるのかを聞きたい。
- 3 先日の諸井議員の一般質問の答弁についてである。この報告書にも載っているが、懇親会が行われていた事実があったということ答弁している。それに関し、具体的な内容を聞きたい。どんな店で、名目は何の集まりとなっているのか。金額的な面はどの程度のレベルのものか。場合によっては、交通費より高くなる場合もあると思うので、その点を含めて聞きたい。
- 4 今回の事態を受けて、文部科学省は、4年間の教科書の使用期間中でも不正があった場合、別の会社に切り替えられる新制度を発表している。朝日新聞の記事を拝見すると今月の20日を区切りとして省令を改正するとある。これが発令された以降に、万一埼玉県内でこうした事例があった場合、このルールを採用するよう市町村に指導する考えがあると思ってよいか伺う。
- 5 今回の問題は、児童・生徒が置き去りにっていると痛切に感じる。県の教育委員会として児童生徒の反応をどのように捉えているのかを聞きたい。

小中学校人事課長

- 1 会議の場所については、教科書会社28件である。それ以外はホテル等の会議室86件である。
- 2 県としては不適切に受け取ったお金ということで、当然、返金をさせる。市町村教育委員会で処分を行ったときに、県も話を聞くのでそのときに話をする。中にはどのように返金をしたらよいか、当時の担当者がいないので困っているという話も聞く。県として返金先を取りまとめたものを出す予定である。
- 3 ほとんどが懇親会という形ではなく、千円程度の弁当が提供されたとの報告を受けている。また、懇親会の金額については、追えなかったというのが正直なところである。名目についてはこの場所と連動している。ホテルの会議室の一室の中で行われており、教科書の在り方、指導の在り方を情報交換するもので、教科書会社だけでなく、参加した教員同士の情報交換会といった内容のものであると聞いている。

義務教育指導課長

- 4 文部科学省が制度を変える件は、新聞報道から本日付けで行うと認識している。今後、採択は定期的にあるので、不適切な事案があった場合は、文部科学省の省令の改正を踏まえて市町村の取組の見直しを行った上で指導する考えである。

- 5 児童・生徒、また保護者も含めて、特に児童・生徒に対して今回の件が信頼を裏切ってしまったことになっていると捉えている。児童・生徒が学校教育の中で、学習活動で必ず用いる非常に重要なものの採択であるということを教員がきちんと認識していなければいけなかった事案であると捉えている。

井上（航）委員

- 1 会議の場所は、教科書会社28件、会議室等が86件とのことである。教科書会社に招かれるという事実は、何を目的にしているかということが分かりきっていると思う。、会議室は別名目で分からなかったかもしれないが、教科書会社に招かれることが28件あるということは、そもそも論として防がなくてはならなかった事実だと思う。事実として起きており、この件についての再発防止をどう行うかを聞きたい。
- 2 金品の返却に関して、返金をさせるという明確な答弁を頂いたが、実態として返金方法に困っていることへの対応を徹底してほしい。一人でももらい得がいたら再発するので、この報告書の時点では41件ということだが、これをゼロにする。それをしなければ再発防止につながらないと思うので、その点に関し、再度確認したい。
- 3 懇親会の件、あくまでも弁当等が多かったとのことだが、これまでのやり取りを聞いていると接待、あるいは懇親会という場があった。実際にそういうものを受けた教員がいることは否定されていない。懇親会というのは、一人で受けるものでもない、一人でやるものでもない。複数の方が関わっている。そういう意味で言えば、教科書会社側の顔ぶれはどうだったのか。複数の教員、あるいは学校をまたいで教員がいた場合、一人で交通費をもらったということと訳が違う。こうした懇親会や接待というのは通例化していたとみていいのか。その点を聞きたい。
- 4 文部科学省の新たなルールに関してだが、これもまた、県教育委員会だけが把握していてもいけないことだと思う。大切なのは、各地町村教育委員会、各学校そして、各教員だと思う。教員一人一人への周知という点において、県教育委員会の果たす役割について、聞きたい。

小中学校人事課長

- 1 会社に招かれることを、どう防止するかは、その後どういうことになるかということ、教員が今までの経験に基づいて判断しなければいけないと考え、禁止という形でやっていくべきだと考えている。
- 2 返金については、ゼロになるまでやる。県としても、全て、誰がいくらもらっているかということを一覧で持っているの、後追いをしていく。
- 3 懇親会の会社の顔ぶれについては、三省堂であった1件について、ある程度把握している。事の発端は、県内の教員が、大学の教授に「勉強会に行かないか」と誘われて行ったところ、5万円の謝金が出たとのことであるが、5万円というのは不適切だろうと

その場でこの者は返却をしている。ただし、懇親会は皆さんが出席されるとのことで、大学の教授にも誘われた中で参加をし、会計は済んでいるとのことから払わずじまいであったということである。顔ぶれとしては、他県の教員、教科書会社の担当者が数名いたと把握している。

また、通例化していたかについては、今回の件以外に同様の事案が見当たらないため、判断しかねるという状況である。

義務教育指導課長

- 4 採択は市町村が行うものとはいえ、今回の事案を踏まえ、県は、一人一人の教員に確実に伝えていく役割が非常に大きいと思う。単に管理職にだけ説明をして終わりというのではなく、そもそも、一人一人の教員が確実に教科書採択の流れを知らないという問題があるので、きちんと理解をさせなければいけないと思う。今までの県としての指導が不十分であった点は反省し、今後はきちんと指導をしていく。

井上（航）委員

懇親会について、ケースとしては今明らかになっているのが1件であり、レアケースだと思うが、これに関して、今後調査、精査していく考えがあるのかを聞きたい。

小中学校人事課長

当然、精査をしていく。

○ 9月定例会

①「教科書謝礼問題への対応について」

井上（航）委員

- 1 教育芸術社からの歳暮の贈答についての報告を見る限り、個人の住所に送られている。教科書発行者はどのようにして個人の住所、情報を得たのか。また、そのことに関してヒアリングをしたのか。
- 2 歳暮は教科書会社から一方的に贈られてくるとのことだが、今後、ガイドラインを定める中で、歳暮を受け取ったというのは、どの時点を指すのか。例えば、宅配便などは誰から送られてきたのかを確認しないで受け取る場合もあり、そのことを考えると教員を守れない。宅配便が来て受け取った時点とした場合は、意図のない教員を守れない可能性もあるので、受け取るという事実は何の時点なのかを確認したい。
- 3 再発防止の取組のうち、議事録の公表については全地区に広がっているが、現状、どの時点で公表されているのかを教えてほしい。また、県教育委員会としては、どのタイミングで公表するのが望ましいと考えているのか。教科書を使い始めてから公表するの

か、その使用が始まる前に県民ないし県議が議事録を確認できる状況にあるのかを確認したい。

義務教育指導課長

- 1 教育芸術社に確認したところ業者から名簿を購入したという回答を得ている。
- 3 平成27年度の採択の状況においては、おおよそその年度の7月から9月に公表している。したがって、単独採択については各教育委員会での採択後、共同採択については採択地区協議会での協議結果を持ち帰り各教育委員会で採択した後、速やかに公表しているものだと思っており、我々も、情報を公開するという観点では、それが望ましいと思っている。

小中学校人事課長

- 2 歳暮を受け取ったと認定する時点についてであるが、本人が不在で家族等が受け取るというケースなどを鑑みると、本人が受け取った、あるいは家族が受け取ったかによらず、本人がその物を開けてしまった時点が、正式に受け取ったと認定されるものだと考える。実際に富士見市の教育長の4件のうち1件はそのまま返していること、ほかの者は、開けた後か前かは分からないが、本人が教科書会社の担当者に理由を問い合わせている。理由を問い合わせれば許されるものではないが、物を開けてしまうということは問題であると考えている。

井上（航）委員

- 1 今の状況だと教員が住所を教えたわけではなく、教科書発行者側に住所を知る機会があった。そのことを考えると、今回のガイドラインは教員に向けてのものであるが、教科書発行者に対しても県としての態度を示さなければならない。本来であれば罰則等ができればよいが、教科書発行者に対しても県がメッセージを出していかなければ防げないと感じる。県としてどのように努めていくのか。
- 2 歳暮の受取に関し、具体的な話をしてもらったが、ガイドラインに記載するかは別として、こういうことがあり得るということを知ってもらわないといけない。このことについてのリーフレット配布や付記をすることが、県教育委員会として教員を守ることにつながるのではないかと思うがどうか。

義務教育指導課長

- 1 教職員側への周知徹底だけでなく、教科書発行者に対しても、我々が作成したガイドライン、リーフレットの中身をしっかりと徹底していくことが必要だと思っている。ガイドラインを策定した後、市町村への周知と同時に各教科書発行者で組織する教科書協会に対し説明をし、埼玉県の対応をきちんと伝え、遵守を求めたいと思う。

- 2 一切の金品を受け取らない、供応を受けないということを加筆するが、歳暮という言葉も例示とし明示をしたいと思う。

② 「平成28年度全国学力・学習状況調査結果について」

井上（航）委員

- 1 家庭学習に今後の課題があるという話だったが、家庭学習とは宿題をいうのか、家での自主的な学習なのか、塾も含まれるのか、どの範囲を含むのか教えほしい。
- 2 家庭学習を行っている県はいい成績を収めているということだと思うが、逆に低い方の都道府県は家庭学習を行っていないということか。学力上位との比較だけではなく、家庭学習を行っていないところは同様に学力向上の成果が出ていないということが言えるのか。
- 3 学力向上のための重点取組の中には、家庭学習を増やす方法は位置付けられているのか。先ほどの話の中でも家庭学習を増やすということだが、具体的にどのようなことが位置付けられているのか教えてほしい。
- 4 小学校算数の問題の中で無解答率の話が出ていたが、三択でも無解答なのか。それとも資料2の5ページ（2）のアイウに記入するものが無解答なのか。三択すら答えないというのはどのようなことなのかを教えてほしい。

義務教育指導課長

- 1 授業時間以外とは、放課後に補充的な学習をする、宿題が出て家で勉強する、宿題が出ていなくても家で勉強する、塾、全てを含んでいるが、埼玉県は他県より低いというデータである。塾は、県として行うところではないが、例えば補充学習や宿題など一番大事なことは家庭学習の習慣化であるので、そういったアプローチをしていかななくてはいけないということで調査結果から見えたポイントとして示した。
- 2 家庭学習を行っていない県は、埼玉県と同じなのかということだが、例えば、千葉県や神奈川県は、全く勉強していない子供たちの割合が埼玉県と同様であり、学力も同じくらいの状況である。家庭学習は、アプローチが難しいところではあるが学力向上の大きな要因になっていると思っている。
- 3 昨年度、今年度の重点取組を考える上で宿題をより多く出す、家庭学習の手引きを示す、自主学習のモデルを示すといった取組を各市町村から出してもらった。また、家庭学習ではないが補充学習を行っている市町村もある。これらを重点取組として行っている。
- 4 無解答率についてであるが、三択の問題でさえ回答していない子供が、埼玉県には1.9%いるという状況である。

井上（航）委員

- 1 家庭学習の中身は分かった。千葉県、神奈川県の家家庭学習は少ないが、順位はいつも埼玉県よりも上であり、例えば、神奈川県の中中学校は全国の真ん中である。家庭学習に重点を置くことはいいが、実態を見るとそれだけではないという印象を受けた。家庭の責任にするという意味ではないとは思いますが、家庭学習だけをターゲットにするのはいかなものかと思うがどうか。
- 2 62市町村には家庭学習を増やそうとするための様々な取組事例があり、それを県下で共有するというを進めていると思うが、先ほど説明していただいた重点取組が本当に家庭学習の増加、それを踏まえて学力の向上につながっているのか。宿題をより多く出すと本当に効果が出るのか。県教育委員会として家庭学習の在り方に対してもっと真剣に取り組む必要があるのではないのかという感じを受けたので、もう一度答弁いただきたい。
- 3 無解答率1.9%について、小さいことなのかもしれないが、三択問題にすら回答しないことはどうなのか。私などは、三択であれば3分の1は当たるものだと思ってしまう。これにすら回答しない子供たちについて、テストに対する姿勢が欠けているような気もするがどうなのか。

義務教育指導課長

- 1 決して家庭の責任にするものではない。学校教育の本質として、学力を学校で付けることは最も重要なことのひとつである。家庭の協力はもちろん仰ぎたいと思うが、やはり学校でどう学力をつけるか、そのための授業の質をきちんと担保していくことが最も重要なことだと思っているので、そこを中心に組みたいと思っている。
- 2 宿題を多く出せばいいというのではなく、我々の提案に基づいて各市町村が行っているいろいろな取組について、どういった家庭の学びが効果を出すのかを丁寧に分析していく。これがよいと決めつけてやらないように対応していく。
- 3 問題を見ていただいたとおり、長くはないが一定程度文章を読まなければいけないものでは、文章を読むということ自体が習慣化されていないために無回答になることもあるのではないかと思う。文章を最後まで読み切れていない可能性があるため、まずは文章を読める力をきちんと付けていきたいと思う。

井上（航）委員

テスト問題から逃げない子供たちを育ててほしい。（要望）

○ 12月定例会

「東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証について」

井上（航）委員

今回の事案に限らず、同様の事案が起きるとスクールカウンセラーを派遣するという報道を目にするが、実際、今回の派遣に関しスクールカウンセラーの果たした役割について伺う。生徒の相談を待っているのか。生徒全員の前で話しているのか。

生徒指導課長

こうした事件が起きた場合は、学校から市町村教育委員会を通じて派遣の要請がある。この要請を受け、今回の場合は9月1日から派遣をした。まず、スクールカウンセラーは学校に伺うと、学校全体の生徒の心の様子、教職員の生徒の心に向き合う体制をチェックする。スクールカウンセラーは学校の状況に応じ、学校の管理職や教育相談担当と相談の上、各子供への面談の必要性、教職員の各子供に対する指導の留意点など具体的な対応を進めていくことになる。今回もそのように進めた。また、教職員から心配な子供に対する状況を一人一人聴き取り、各教職員と相談の上で、スクールカウンセラーの対応の必要性のある子供の面談を行った。今回の派遣を通じて、スクールカウンセラーからは学校は比較的安定しており、精神的に大きく動揺が現れているということはなかったと報告を受けている。

井上（航）委員

今回の派遣で個人の面談があったのか。

生徒指導課長

複数の生徒に対し、個人の面談を行った。

- 2月定例会（総務県民） 「平成29年度地方税制改正案の概要について」
→ 井上委員 発言なし

【平成29年度 環境農林委員会】

- 6月定例会
「指定管理者に係る平成28年度事業報告書及び平成29年度事業計画書について」及び
「平成29年度における指定管理者の選定について」
→ 質疑なし
- 9月定例会
 - ①「生物多様性の保全について」

井上委員

- 1 ジビエとして活用される以外のニホンジカ、イノシシの処分方法は何か。
- 2 去勢をして個体数の増加を防ぐということはできないのか。
- 3 県警が所管している銃の所持許可申請と狩猟免許試験の開催日程等が連動すれば、ハードルが下がり担い手育成にもつながっていくと思うが、県警との連携に関してどのように考えているのか。また、狩猟に前向きに取り組みたいと考えていても、銃所持のハードルが高くなっていることに関して、環境部としてどう考えるのか。
- 4 ヒアリはどのような被害をもたらすのか。県の対策はどうか。
- 5 最近話題になっているクビアカツヤカミキリとマダラコウラナメクジについて教えてほしい。また、そのほかの外来生物について、どのように広報しているか。
- 6 生物多様性に関することで、外来生物の駆除を目的としたかい掘りの取組を特集したテレビ番組を見た。生物多様性保全の取組をアピールする良い機会だと思うが、県内の池等でかい掘りを実施する予定はあるか。

みどり自然課長

- 1 基本的に、焼却、埋設による処分である。
- 2 まず個体を捕まえなくてはならないので難しいと思う。
- 3 狩猟者に対する各種講習会等において、県警職員にも出席してもらい銃の所持許可などについて話してもらっている。また、銃の所持許可は県警の所管事項であり、安全に関することでもあるので、許可の過程における判断に介入していくのは難しいと考える。環境部としては、長・射撃場で実施している銃の所持許可なしで体験できるビームライフル講習会等で銃に興味を持ってもらうような取組を継続していく。
- 4 ヒアリは毒性が強く、刺されるとやけどのような激しい痛みを生じ、最悪の場合、死に至るおそれがある。また、国内で定着すると自然生態系への影響が懸念される。これらのことから、ヒアリに関する注意喚起、相談対応、情報提供などを行っている。
- 5 クビアカツヤカミキリは、国内では、平成24年に愛知県で初めて確認された。県内では、国内2例目として平成25年に草加市の用水路沿いのサクラ並木で確認され、平成29年7月以降、熊谷市、行田市、羽生市、深谷市、越谷市で新たに確認されている。市町村と連携し当該カミキリムシの発生等について状況把握に努め、まん延防止のため、注意喚起及び防除に係る技術的支援を行っている。マダラコウラナメクジは、9月に県内の水田で初めて確認された外来種であり、県内の生息状況は把握していない。環境省によると、国内では北海道と本州の一部で侵入が確認されている。海外では農作物、園芸植物への被害の報告があることから、当該ナメクジは、輸入について植物防疫法で規制されている。今後、知見の集積が必要とされているが、現段階で具体的な対策は示されていない。そのほかの外来生物については、人への危害が及ぶおそれのあるものや発生状況などから特に必要と判断したものについては広報している。ヒアリなどの特定外来生物については、特

定外来生物を所管する国と連携し情報共有しながら、県民の不安をあおらないように必要な情報を提供する。

- 6 所沢市の菩提樹池で毎年、地元の自治会を中心とした団体が、堆積した泥のかき出し、水質改善、生態系改善、外来生物の駆除を目的としたかい掘りを行っている。菩提樹池周辺は県が所有するエコ・オアシスということもあり、本年は県の職員も参加した。外来生物の駆除など生態系保全に関する取組については、地元市町村や団体が主体となっている。かい掘りは多くの労力が必要な作業であることから、地元から駆除の相談を受けた場合は、トラップなど、より労力のかからない方法を紹介するなど技術的な支援をしていく。

井上委員

- 1 ニホンジカやイノシシの処分費に対する補助はあるのか。
- 2 かい掘りを実施するところがあるのであれば、作業人員を県が募集してみたらどうか。

みどり自然課長

- 1 市町村に対して1頭当たり7,400円を個体の調査費用を支払っている。なお、ニホンジカについては、猟友会に対して1頭当たり1万円の奨励金を支払っており、そこから処分費用を賄っている。
- 2 かい掘りの対象地は、地権者がいる場合もあり、地元保全団体や地元市町村が主体となって取り組んでいるのが現状である。今後、地元保全団体や地元市町村の意向を聞いて検討していく。

② 「農地中間管理事業の取組について」 → 井上委員 発言なし

○ 12月定例会

「農林公社の分収林事業の見直しについて」

→ 井上委員 発言なし

○ 2月定例会

「皆野町盛土崩落事故に係る損害賠償請求訴訟について」及び

「埼玉農林業を支える試験研究について」

→ 井上委員 発言なし